

加藤清正朝鮮陣書状について

はじめに

豊臣政権による朝鮮侵略、いわゆる「文禄・慶長の役」については、池内宏氏や北島万次氏、貫井正之氏らの一連の研究をはじめとした総括的な検討がすでになされてきた。また、出兵中の諸大名の、それぞれの領国とのつながりについても、豊臣政権全体の兵糧補給の実体に着目された中野等氏の研究⁽²⁾、さらには森山恒雄氏による豊臣氏九州蔵入地に関する研究⁽³⁾などがある。ただ、出兵時の個々の大名に関する詳細な研究は、決して多いとはいえない。これには、中野氏が述べられているように「関係史料の年次比定などが非常な混乱を生じている」⁽⁴⁾ことが一因となっているといえよう。

本稿は、そういった中でも研究がすすんでいる加藤清正について、彼が朝鮮在陣中に国元へ送った書状を通じて、清正軍への後方支援の実情や、領国支配の一端をうかがおうとするものである⁽⁵⁾。

清正の朝鮮出兵については、武勇伝的なものも含めて伝記史料が数多く存在する⁽⁶⁾。もちろん、それらの中には全面的に信頼するわけにはいかないものもあるが、全体の経緯を知る上では参考になるものもある。だが、清正の朝鮮在

陣中の記録としてそれ以上に有用なのは、その重臣であった下川又左衛門家に伝来した文書など、家臣へ宛てた書状を中心とする一連の史料群である。これらの多くについてはすでに、『熊本県史料』中世編⁽⁸⁾（以下『県史料』と略す）や『新熊本市史』史料編第三卷〈近世I〉⁽⁹⁾（以下『市史』と略す）などに収められており、手がかりとなる材料が豊富にあるが、ここに紹介する早稲田大学図書館で新たに整理された加藤清正書状（以下、本書状とする）は、これまで東京大学史料編纂所の謄写本によって知られるのみで、『県史料』や『市史』にも収められておらず、その意味では新史料と呼べるものである。

一、早稲田大学図書館所蔵 加藤清正朝鮮陣書状

本書状は加藤清正が朝鮮在陣中に隈本の家臣へ宛てて発したもので、その内容は後述するように、在陣中の清正に対する国元からの兵糧・武器などの補給を命じ、さらに清正不在中の、諸事への対応を指示したものである。⁽¹⁰⁾ 一紙
まず、その書誌的概要を述べておく。

本書状は、早稲田大学図書館において、「加藤清正朝鮮陣書状」として登録されており、請求記号は、リ五一五五九二で、貴重書扱いとなっている。二重の木箱に納められ、外箱には「朝鮮文 加藤清正筆」、内箱には「朝鮮文 半切」との箱書があり、さらに内箱蓋裏に、「加藤清正真蹟 古筆了仲（花押）紙中極アリ」とある。装丁は卷子装（一卷）で、表紙には牡丹唐草の緞子（二七・七cm×一五・七cm）を用い、その左端に「加藤清正朝鮮文」と墨書した金紙題簽が貼付してある。本紙は楮紙、その大きさは、縦は全紙とも一六・〇cm、横は第一紙・四七・三cm、第二紙・四九・〇cm、第三紙・四八・二cm、第四紙・一三・七cmで、全巻の大きさは縦一六・〇cm、横一五八・二cmとなる。そして、第四紙には古筆了仲⁽¹¹⁾による次の極書がある。すなわち、

「加藤肥後守清正／自筆朝鮮文名判アリ／真蹟也／明治廿三年九月 古筆了仲／ 七十一翁（筆跡閑、朱方印）」

表紙見返しには全面に金紙を貼り、本紙全体の裏打紙には、金切箔がちらしてある。また、本紙の天地に約8mm幅の金糸布地が全巻を通して貼られている。

続いてその全文の翻刻を掲げるが、翻刻にあたっては、原則として常用漢字を用い、適宜句点を補った。

（全文翻刻）

尚以雜穀之儀者、大豆

式万石之通残置、其外之儀者

上等方々にて可売払候、

代之儀者、兩三人能々

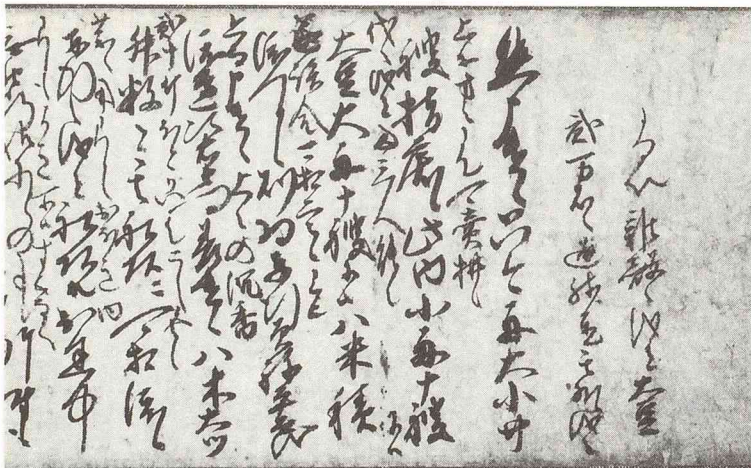
遂談合可相定候、已上、

追而申遣候、上々の沈香

式十斤ほどかい候て、こし候へく候

薬之用にて候、おほき内

にてもよき所ハすくなく



写真①

候間、入念候て、かハせ可越候、

はやく(便宜)ひんきに可差越候、

已上、

又申遣候、今度四郎兵衛帰朝之節、

つねく口をき、候ほどの乗様

にて候と、惣中沙汰候事候、

是ハ惣中之申様ほと二候

此方へ罷越候時ハ、能々

念を入可乗渡候、

態申遣候、只今舟大小廿

艘指戻候、此内小舟十艘にハ

大豆、大船十艘(マ)にハ八米積

渡へく候、則為奉行曾祢平兵衛、

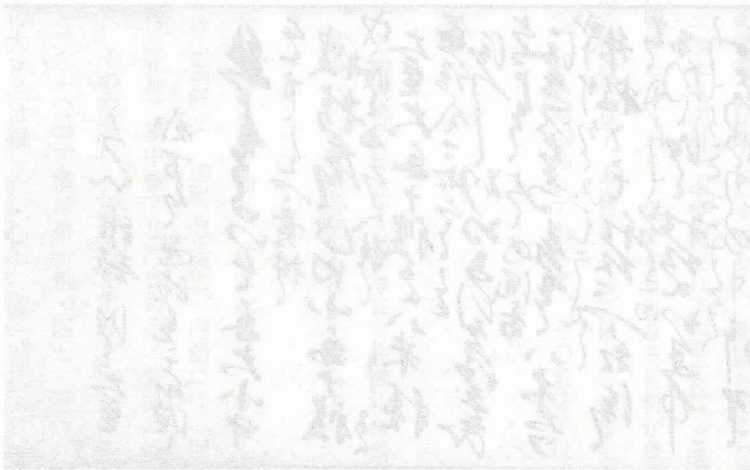
渡辺次右衛門尉差遣候、八木、大ツ、

升数者、其船頭ニ可相渡候、

奉行之儀者、船頭共於連中

無由断様にとの事候、片時も

差急可積渡候、其許ニ廿日共



日数行候者、可為曲事候、隨而

旧冬伝七・小吉渡海候以後、度々

積渡候舟の荷物へ日記書

遣候、可得其意候事、

一、なまり一切不來候、去年

一ど來候まゝにて候、くすりニ

相應ほと、なまりもこし

候へく候、

(紙繼目)

一、(煙壺)ゑんせう、(籠篋)ゆわうハ參着候事、

一、二丁かけの鉄炮、壺丁

其町の鍛冶ニ能々可成ほと

念を入はらせこし候へく候、

但、台(台尻)ハくりだい、見ぐるしく候共、

たいじりすこし(銚型)ミじかく可

申付候、并(念)ニいかたすこしも

ひずミ候ハぬ様ニ(念)ねんを入

こしらへ可添越候、榎置屋方

へもあつらへ遣候、其筒と見

あわせ、能々と以後はらせ候はん

ためにて候、上なり八角筒、

長さ八五尺ニはらせ候へく候、

かなぐニこのミ在之儀者、平兵衛ニ

口上ニ申含候事、

一、其許耕作等之儀、能々可入

念儀、專一候事、

一、九鬼四郎兵衛ニ申遣候様子、相

調候哉、難風ニ付おそく参着候

由候間、今以隙明ましきと

推量候事、

一、四郎兵衛事、由断ハ有ましく

候へ共、片時も差急渡海候へと

可申付事、

(紙継目)

一、日本之沙汰はしらす候、爰許

之躰は聞及候と、又ハ風説

なども長引候ハんと相聞候間、

万無由断、申遣候儀共、丈夫ニ

可相調候事、

一、度々申遣候、重只今申遣に

不及候へ共、上方公儀、万事を

かき候ハぬ様ニ米穀をも丈夫ニ

可差上候事、

一、申遣候儀共、万事無由断

相調、片時も早々可差

越事専用候、尚自是

可申遣候、謹言、

二月廿一日

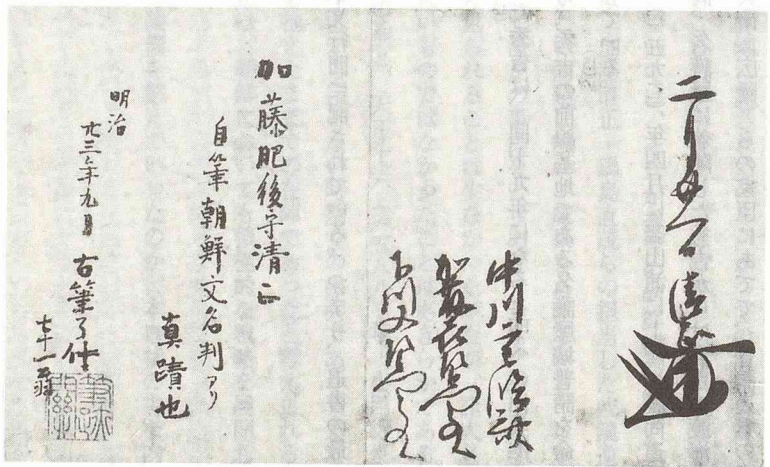
清正(花押)

中川重臨齋

加藤喜左衛門とのへ

下川又左衛門とのへ

(紙継目)



(極書)

加藤肥後守清正

自筆朝鮮文、名判アリ、

真蹟也、

明治廿三年九月 古筆了仲

七十一翁 (筆跡関「朱方印」)

(追書の部分は、実際には二行目までが本文の前に記され、それ以後は本文行間に記されている。つまり、追書の最後の行は本文十六行目と十七行目の間に記されている(写真①参照)。

二、豊臣秀吉の朝鮮侵略と加藤清正

天正十三(一五八五)年の関白就任直後にすでに征明の思惑を抱いていた秀吉は、同十九年になると明への出兵準備を本格的に始める。これにあわせて清正は自らの渡海準備を進める一方、秀吉の前線基地である名護屋城普請を命じられると、国元に対して普請に必要な物資の調達を指示する書状を発している。¹³¹⁴¹⁵

小西行长らの第一陣に続き、第二陣として渡海した清正は、天正二〇(一五九二)年四月に釜山浦に上陸、慶尚道の攻略をすすめ、五月には早くも都である漢城に入城しているが、この間、名護屋に着陣した秀吉からは自らの渡海後の御座所普請についての指示が出され、これを受けた清正は九鬼四郎兵衛(広隆)らの家臣にあてて、普請道具の調達を命じている。¹⁶¹⁷

これ以後の清正の威鏡道支配、朝鮮の二王子捕縛、オランカイ侵入等の活躍については、「清正記」、「清正高麗陣覚書」などの伝記史料に、清正顕彰の視点に立った記述ではあるが、詳細に記されている。かつての清正に対する評価は、これらの伝記を材料とし、ややもすると客観的な見方に欠けることが多かった。これに対し、近年の研究成果については前述のようにめざましいものがある。特に威鏡道支配については、それが秀吉の朝鮮経略のうち、「租税の徴収、ひいては民政が、もつとも徹底普及して成果を収めたのは、加藤清正・鍋島直茂らの担当した威鏡道であった」という認識もあって、池内宏氏をはじめとして多くの研究者がこの問題に触れ、成果をあげている。しかし、それらの多くが、朝鮮出兵という豊臣政権全体の課題を探る方策として清正の事例をとりあげており、清正自身にとつての朝鮮出兵の持つ意味、あるいは目的を考えようという視点から見られることは少なかつた。だが、諸大名にとつて、豊臣政権に対する軍役奉仕である朝鮮出兵の負担は、決して軽いものではなかつたことはあきらかである。特に清正は、秀吉の「九州之儀者、五畿内同前ニ被思召候」という政策のもと、天正十六（一五八八）年、小西行長とともに佐々成政にかわつて肥後に入国し、その半国を領するようになってからほどない時期での出兵であり、また出兵直後ともいえる時期に領国内で一揆（梅北一揆）²⁰がおきるなど問題を抱えたままでの在陣であつたと考えられるにもかかわらず、秀吉子飼の武将としてそれまでも戦功を重ねてきた清正は、朝鮮においても積極的な戦略を展開してゆくことになる。²¹

領国に課題を残しつつ、清正は出兵の負担にどのように対処し、兵力・装備を整えていったのか、本書の主なる内容を通して見て行くことにしよう。

三、本書状を中心として見た清正への後方支援

〈在陣中の物資調達の実情〉

朝鮮出兵に際し、現地が必要となる諸物資のうち特に兵糧について、当初は現地での調達を目指していた。しかし、現実には知行改・年貢徴収といった収奪計画が軌道に乗らず、結果として日本からの輸送に頼ることになり、その確保が出兵した諸大名にとつて早くからの課題であつたことは、すでに指摘されているところである。⁽²²⁾ 出兵当初こそは秀吉からの兵糧下付等もあつたが、⁽²³⁾ 実際にはそれに多くを期待することはできず、諸大名は自力での食料調達を目指していたことが知られている。ただ、海上・陸上ともに補給路の確保は困難を極め、またそれぞれの国元の事情によつても万全の体制をとることは難しかったようである。清正も、朝鮮在陣の兵に対しては「兵糧たくさんニ在之事候」⁽²⁴⁾「兵糧沢山ニ候」⁽²⁵⁾と述べているが、国元へ向けての書状では「都辺兵糧不相続」、「兵糧相越候事専一候」、「兵糧之儀、成次第可差越事肝要候、此表兵糧など多可入候」⁽²⁷⁾と告げており、実際には補給は滞り、かなり疲弊していたことがわかる。⁽²⁸⁾ 本書状も、曾祢平兵衛らを奉行として、大小二〇艘の船による大豆・米の搬送を命じる文章から始まっているが、清正からの兵糧の調達を指示する書状は前述のように数次にわたつて発せられている(表上)。

ここで清正の物資調達の実態を知るための史料として、文禄二年八月の清正書状に注目したい。⁽³⁰⁾ ここには、「日本より取寄候物之覚」として、五一箇条にわたつて国元へ向け、物資調達の指示がなされている。その要求は、米・大豆などの兵糧、鉄砲・刀といった武器、鉄砲放をはじめとした要員に加えて、紙・木綿などの生活物資にいたるまで多様である。また、本書状に記された伝七・小吉についても、「むそくの侍・鉄炮之もの・小者共、いつれもはいとうをいたすへきたため帳を遣候、其上伝七と小吉を遣候事」とあり、書状末尾にも「委細ハ伝七・小吉ニ申合候間、口

上之趣承届可得其意候」として、この時、出兵に際して各地より集めた無足人、鉄砲放等の配当を決めることをはじめ、清正からの指示全般を伝えるために派遣されていたことがわかる。しかしこの補給の指示を受けても、国元は迅速には対応できなかったようで、文禄三年二月二日、清正は本書状と同じ三名に宛てて書状を発しているが、その中では「去年伝七・小吉遣候時、一書にて申遣候物共、半分も不調越候、」として、八月に命じた物資のうち、半分も調達できないことを叱責している。本書状は、それに加えて「片時も差急可積渡候、其許ニ廿日共日数行候者、可為曲事候、」と物資の急送を命じ、さらに「随而旧冬伝七・小吉渡海候以後、度々積渡候舟の荷物へ日記書遣候、可得其意候事、」(傍点・引用者)として搬送される物資に日付を記入することで遅滞の無いことを確認できるようにしている。つまり本書状の内容は、二月二日書状に続いて五一箇条に代表される前年来の物資補給命令の再確認・督促にあたるものであり、その発給年次も文禄三年と推定することができる。

〈清正軍の鉄砲使用〉

朝鮮出兵における日本側の鉄砲使用については、洞富雄氏、宇田川武久氏が詳細に述べておられる。⁽³³⁾それらによれば、日本の鉄砲隊は「野戦においてはもとより、攻城戦においても非常なはたらきをした⁽³⁴⁾」という。朝鮮での戦闘に際し武器の主流となったのは鉄砲であり、「鉄砲は軍役の規定以上に調達する必要があった⁽³⁵⁾」のである。そこで、清正の在陣中の書状や文献から鉄砲関係の記述をぬきだしてみよう(表2)。これを見ると「何よりも鉄砲肝要候事⁽³⁶⁾」との言葉に象徴されるように清正も武器の中心に鉄砲を考えていたことがわかる。ただここでも兵糧調達と同様、数次にわたって鉄砲及び火薬、さらには鉄砲放の補給を命じ、かつ督促を加えており、清正の意図ほどには順調には進まなかったようである。清正は、それらの書状の中で鉄砲生産について産地・挺数などの指示を与えているが、特に本書状では詳細に、鉄砲の台尻のつくり、筒の長さなど、鉄砲の構造にかかわる具体的な指示をしている点が注目さ

れる。⁽³⁷⁾表1・2にあるように清正は他の武具についても出兵先から指示をあたえてつくらせるケースがあり、朝鮮での戦いにおける清正の武具に対する考え、とりわけ鉄砲重視の姿勢が、これらの書状からくみ取ることができるといえる。

〈清正の農村政策〉

本書状に記された九鬼四郎兵衛(広隆)⁽³⁸⁾の役割については文禄三年四月二十九日の清正書状の次の記載が参考になる。そこには「去年之算用状、何とて今度四郎兵衛(マ)ニ不相越候哉⁽³⁹⁾」とある。これに関しては、前述の二月二日書状にも「去年四郎兵衛遣候、改之儀如何申付候哉、由断有ましく候、次代官前さん用之目録差越候、五三日中ニ其様子可申遣候、」とあつて、前年、つまり文禄二年分の算用状を調べ朝鮮の清正のもとへ届けることが任務であつたことがわかる。そしてこの件については、先の五一箇条の中にも「去年渡海已来、此比迄のさん用状を可相越候、少も由断あるましく候事」と記されている。

年貢・公事の収支決算書としての算用状(散用状)は、清正にとつて国元の財政管理を陣中で把握するためには必須であり、右にあげた四月二十九日書状の中で「諸代官有米の付を仕候て可越候、其付到来次第、請取候もの可遣候、」(重田)去々年の分の算用状(重田)藤兵衛へニ差越、則相届候、去年分の算用状不来候へハ、改ニ遣候事も不成候間、急可差越候、(中略)算用状さへ来候ハ、只今も改候もの可遣候へ共、算用状不来候間不及是非候、先相待候」と述べていることから、在陣中も毎年届けるよう、あらかじめ指示があつたと考えられる。ところが、文禄三年は、本書状を含め数次にわたる催促にもかかわらず⁽⁴⁰⁾、算用状の到着は大幅に遅れたようである。

ところで、年貢収奪の基盤である検地について、清正は肥後入国後、天正十六・十七・十九・文禄二・四年と、朝鮮在陣中も含めて毎年のように実施しており、その内容はかなり過酷なものであつたと指摘されているが、その背景となる清正の農村政策の方針については、森山恒雄氏によつて次のような指摘がなされている。⁽⁴²⁾①秀吉子飼大名とし

ての政治的立場（明国出兵、対島津警戒）を維持するために可能な限りの年貢生産体系の安定と労働力の保持が要求されたこと、②兵農分離の強化により一揆体勢の復活が不可能となり、その主体勢力となる地侍層を帰農させても支障がなくなったこと、③領内が米穀生産地帯であるため、軍事・普請の金も上方の米市場に依存しており、米相場に対応するために年貢生産を不動のものとする必要があったこと、この三点である。政治的にも、また経済的な面からも、領内の米穀収入に頼らざるを得なかつた清正の姿勢は、本書状でも「其許耕作等儀、能々可入念候儀、専一候事」と述べている点や、追書の中で雑穀類の売却について言及している部分などによくあらわれている。

朝鮮侵略に慎重な家康や、和睦をすすめようとした行長らに対して、これまでみてきたように清正は積極的に出陣していった。多くの戦功を挙げようとした彼の努力が、秀吉に対して自らの存在をアピールしようという側面があったことは否定できないが、⁽⁴³⁾それ以上に重要なのは、すでに指摘されているように出兵によって「於大唐廿ヶ国令拝領候」⁽⁴⁴⁾ことで、「領内における家臣の給知に対する不安定打開策」⁽⁴⁵⁾としようという意図があつたと考えられる。そのためには国元からの支援体制を確立すること、長期の在陣にも国元が動揺しないことが必要であつた。ただ、実際には清正の意図するほどには体制は整わず、そのたびに清正は国元に対し強い口調で、繰り返し催促をすることとなつていった。つまり、本書状が文禄三年のものであるとすれば、同年二月二日の書状とあわせて一ヶ月の間に少なくとも二度、同じような督促を国元に対して行つてゐることになる。このように同様の内容を短期間のうちに複数回発していたり、⁽⁴⁶⁾本書状のように追書が三段にわたつてゐる点などは、物資補給がままならぬことに対する清正の逼迫した心中を示しているものといえよう。

むすびにかえて

清正が朝鮮在陣中に発した書状を中心として、領国限本からの後方支援の体制について見てきた。そこには、清正の出兵に対する強い意欲に裏付けられた、強固な支援体制を求める様子が明らかに現れていた。兵糧の確保、鉄砲をはじめとした武器の調達、兵力（鉄砲放・無足人）の維持、その他現地で必要な物資を調えるために国元の家臣に向けた本書状は、秀吉による強引ともいえる朝鮮侵略が諸大名に与えた影響の大きさを考える上で貴重な史料といえよう。本書状をはじめとした清正書状の一層の活用が期待される。文中、先学の研究に導かれてすすめてきたが、誤った解釈等があったのではないかとおそれる。大方のご叱正を仰ぎたい。

〈注〉

(1) 池内宏『文禄慶長の役』（東洋文庫・一九三六年初版、吉川弘文館・一九八七年復刊）、北島万次『豊臣政権の対外

認識と朝鮮侵略』（校倉書房・一九九〇年、貫井正之『豊臣政権の海外侵略と朝鮮義兵研究』（青木書店・一九九六年）。

(2) A・中野等「朝鮮侵略戦争における豊臣政権の兵糧補給について」（『九州文化史研究所紀要』三五、一九九〇年）、B・同「朝鮮侵略戦争における海上輸送の展開について」

（九州大学国史学研究室編『近世近代史論集』吉川弘文館・一九九〇年）、C・同「豊臣政権の対外侵略と太閤検地」（校倉書房・一九九六年）。

(3) 森山恒雄「豊臣氏九州蔵入地の研究」（吉川弘文館・一九八三年）。

(4) 注(2) A論文・二頁。

(5) 清正軍をはじめとした兵糧補給の実態については、前掲の中野氏論文のほか、三鬼清一郎氏の研究によるところが大きい。三鬼清一郎「朝鮮役における兵糧米調達につい

て」(名古屋大学文学部編・刊『名古屋大学文学部三十周年記念論集』一九七九年)。

(6) 「清正記」(『続群書類従』巻六五二)、「加藤家伝清正公行状」(『続群書類従』巻六五三)、「清正高麗陣覚書」(『続々群書類従』第四(史伝部)、等)。

(7) 「下川文書」(『東京大学史料編纂所謄写本』)。

(8) 熊本県刊。このうち特に第五巻(一九六六年刊)には

「下川文書」(前掲注(7))も収められている。

(9) 熊本市・一九九四年刊。同市関連の史料を年代順にまとめたもの。

(10) 熊本県関係の古文書のうち、すでに翻刻・刊行されたものについては、近年その網羅的な目録が刊行されている。

熊本県編・刊『熊本関係古文書目録』中世編(一九九五年)、近世編(一九九六年)。

(11) 「片山文書」(『東京大学史料編纂所謄写本』)所収。史料編纂所の書写識語には、「右清正書状二通、上野国新田郡溜池村片山与一郎所藏、明治廿年十月、中沢広勝ヨリ借写」とある。

(12) 一八二〇—一八九一(文政三—明治二四)年。名・栄村号・了仲、釣玄斎俊翁、閑事庵、北斗庵。尾張国の医師・浅野文達の子、古筆別家了観の後を嗣ぐ。はじめ了因、のちに了仲。春名好重『古筆辞典』(淡交社・一九八五年)、市古貞次ほか編『国書人名辞典』第二巻(岩波書店・一九

加藤清正朝鮮陣書状について

九五年)参照。

(13) 岩沢愿彦「秀吉の唐入りに関する文書」(『日本歴史』一六三、一九六二年)。

(14) 「天正十九年」八月十三日加藤清正書状(渋沢栄一氏蔵文書)「市史」所収。

(15) 「天正十九年」極月十七日加藤清正書状(今井文書)「東京大学史料編纂所謄写本」。

(16) 侵略の詳細については、池内、北島両氏の研究による。前掲注(1)参照。

(17) 「文禄元年カ」五月十四日加藤清正書状(『九鬼文書』「県史料」所収)。

(18) 中村栄孝「日鮮関係史の研究」中・一三五頁(吉川弘文館・一九六九年)。

(19) 「天正十五年」十月十三日豊臣秀吉朱印状(鍋島文書)「県史料」所収。

(20) 紙屋敦之「梅北一揆の歴史的意義」(『日本史研究』一五七、一九七五年)。

(21) 「朝鮮出兵の当初から、家臣団の朝鮮からの無断帰国は、一般的傾向としてあ」(前掲注(20)三七頁)り、まして一揆などによる動揺が多くの大名の戦線離脱を招くことをおそれた秀吉は、梅北一揆に際しては、直接限本の清正家臣に対して指示を送っている。「天正二〇年」六月十八日豊臣秀吉朱印状(田中左門氏蔵文書)「市史」所収、及

び同日豊臣秀吉朱印状（渡辺彰平氏藏文書）、『市史』所収）、同日豊臣秀吉朱印状写（「下川文書」、『県史料』所収）参照。それに対し清正は国元へ向け、「其元ニハいつきのとりさた候へ共、此方ニハさ様之事も無之」く、朝鮮は「ひごよりしつかに候」（天正二〇年カ）九月二日加藤清正條書案「西村清氏藏文書」、『県史料』『市史』所収）などと述べており、視線はどちらかという国元よりも出陣中の朝鮮を向いていた観がある。この背景には秀吉が、「五畿内同前」として出兵の最前線基地としての九州を重視し、自ら一揆鎮圧の指示をおこなっていることへの「安心感」があったのかもしれない。

(22) 前掲注(2)、(5) 論文参照。

(23) 天正二〇年正月五日豊臣秀吉條書（「加藤清正家藏文書」

『県史料』所収）。

(24) 「文禄元年」七月十八日加藤清正書状（「九鬼文書」『県史料』所収）。

(25) 「文禄元年」十一月二日加藤清正書状（「九鬼文書」『県史料』所収）。

(26) 「文禄二年」卯月十四日加藤清正書状（「原富太郎氏藏文書」『市史』所収）。

(27) 「文禄二年カ」卯月二八日加藤清正書状（「本妙寺文書」

『市史』所収）。

(28) 「文禄二年カ」六月朔日加藤清正書状（「下川文書」『県史料』

料』『市史』所収）によれば、「十月過れば此方への渡海もならず、其上高麗陸地之通路も難成由申候」とあり、また文禄二年八月八日加藤清正書状（「下川文書」『県史料』『市史』所収）にも「十月以前ニせつかい^{西生浦}まて着岸なく候へハ、下々かつゑ候」とある。十月以前、すなわち冬の在陣に備えての兵糧備蓄を急ぐ清正の姿が窺える。

(29) ここで奉行となつている曾祢平兵衛と渡辺次右衛門尉については未詳である。ただ、曾祢については、文禄元年九月、清正から戦況報告の使者として、清正の側近的存在の飯田覚兵衛とともに秀吉の元へ赴いていることが確認される。「文禄元年」九月二日豊臣秀吉朱印状（「加藤文書」

『県史料』所収）。

(30) 文禄二年八月八日加藤清正書状（「下川文書」『県史料』

『市史』所収）。

(31) ここで、本書状の宛所となつている三人について、述べておこう。この三人が清正の朝鮮在陣中、隈本留守居として領国管理にあたっていたことは、多くの書状などからあきらかである。まず、加藤喜左衛門（清之）については、中野嘉太郎氏の『加藤清正伝』（隆文館・一九〇九年）に「続武家閑談」からの引用として、秀吉に自らの甥である清正を引き合わせた人物として登場している。下川又左衛門（元宣・？―慶長十七（一六一二）年）は、近江国佐々木の出身で、はじめ秀吉に仕えていたが、天正十五（一五

八七)年ころから清正の勘定役的存在となった。隈本入国

後は家老的地位にあり、特に朝鮮在陣中は筆頭家老として

領内の政策全般の責任者であったという(森山恒雄「下川

元宣」(熊本日日新聞社 編・刊「熊本県大百科事典」、一

九八二年)。また、「清正代待略記」(「大木記録文」(前述

「加藤清正伝」所収)には「七千石、熊本留守居・忠広

代初家老、下川又左衛門」として記載され、「加藤清正待

帳」(「続群書類従」巻七一五本)には「壱万拾壱石七斗壺

升 下川又左衛門」とある。中川重臨齋(寿林)は、前述

の「清正代待略記」に「熊本留守居 中川寿林齋」との記

述がある。さらに「加藤清正伝」所収「肥後国志」の記事

として、中川寿林墓に関する記載があるが、それによれば

中川寿林(初名・平太郎、禄二千石領)は清正の従弟にあ

たり、清正没後の加藤家の内紛に際し禄を没収され、元和

八(一六二二)年没したとある。

(32)「文禄三年」二月二日加藤清正書状(「下川文書」『県史

料』『市史』所収)。

(33)洞富雄「鉄砲」伝来とその影響」(思文閣出版・一九九一

年)、宇田川武久「鉄砲伝来」(中央公論社・一九九〇年)。

(34)洞氏前掲注(33)書・三三五頁。

(35)宇田川氏前掲注(33)書・八六頁。

(36)「文禄三年」三月四日加藤清正書状(「下川文書」『県史

料』『市史』所収)。

(37)鉄砲の台尻について本書状では「くりたい」としている

が、別のところでは「檀木鉄砲之台木、何程も取せ可置候

事」(「慶長五年カ」十一月三日加藤清正書状「熊本市立博

物館所蔵文書」『市史』所収)とある。

(38)九鬼四郎兵衛広隆については「南紀徳川史」巻四七に伝

記がある。それによれば、はじめ織田信孝に仕え、清正と

の関係は天正十七(一五八九)年の天草の一揆鎮圧に付き

従ったことから記されている。その後、朝鮮出兵で清正の

もと功績を挙げたが、その後転々とし、大坂の陣では藤堂

高虎に仕えている。

(39)文禄三年卯月二九日加藤清正書状(「武井友貞氏蔵文書」

『県史料』『市史』所収)。

(40)「文禄三年カ」六月六日加藤清正書状(「下川文書」『県史

料』所収)には「度々申違算用状之事、何とて遅候哉、

(中略)此表之事を何共不出、令無沙汰事、いか、之儀

候哉、(中略)曲事之至、誠不及是非儀候」と、算用状の

遅れを厳しく非難している。従来この書状は、文禄二年と

推定されているが、算用状を度々催促するのは、本文でも

ふれたが前掲注(30)の文禄二年八月八日書状以降である。

また、この書状の「一、檜物師兩人令参著候、まさなとも

たせてこさす、何之用ニこし候哉」とあるのも、三月の

書状に「いおけ師老人并いつ、ニひ物師老人、道具以下

丈夫ニもたせ可越候事」(「文禄三年」三月十二日加藤清

正書状「速見真曹氏藏文書」「県史料」「市史」所収」とあるのに対応していると思われ、そこから、この書状の発給年次を文禄三年と推定した。

- (41) 清正入国ころの肥後の検地については、A・森田誠一「肥後国検地諸帳について」(『熊本史学』二二、一九五二年)、B・熊本県編・刊『熊本県史』総説編(一九六五年)第五章(近世)第一節(近世初期の肥後国)(森山恒雄執筆)等参照。

- (42) 前掲注(41) B書四九六頁。

(43) ここには、秀吉に対し忠節を尽くすという意味もあろうが、その点からは、名護屋在陣の秀吉に対し陣中から数次にわたって銀をはじめとして様々な貢物をしたり、国元に命じて珍品を贈らせるなど、秀吉の存在を強く意識した行動も多く見られる。「文禄元年」九月二日豊臣秀吉朱印状(銀三〇枚献上―「加藤文書」)、「文禄三年」卯月十二日豊臣秀吉朱印状(虎献上―「加藤文書」)、「文禄三年九」三月六日豊臣秀吉朱印状(高麗雉子等献上―「加藤清正家藏文書」)等参照、いずれも『県史料』所収。

- (44) 前掲注(14) 参照。

- (45) 前掲注(41) B書五一二頁。

(46) 表1に明らかのように清正は文禄二年四月や、同三年三月にもそれぞれ二回にわたって後方支援を命じた書状を発している。実際には今日残るものに加え、さらに多くの書

状が発せられたと考えられ、清正と国元との連絡はかなり緊密に行われていたことが推察される。

〈付記〉本稿作成にあたっては、柴辻俊六氏より多くの助言をいただいた。記して謝意を表したい。

(一九九七・八・一脱稿) ひでゆき・図書課特別資料室

表1. 朝鮮在陣時の清正の後方支援関連史料

(出典は『熊本県史料』中世篇第五、『新熊本市史』史料編第三巻による。)

	史料名	年月日	宛名	支援内容	出典
1	加藤清正書状	[天正十九年]八月十三日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	明国では20箇国拝領。国元への指示35箇条。鉄砲放200人召置の事、船・鉄砲・槍他武器製造を指示。	渋沢栄一蔵文書
2	豊臣秀吉條書	天正二〇年正月五日	毛利老岐守(吉成) ほか	唐入に付、4月1日より9月中の兵糧下付。兵糧の不足があれば播磨・大坂で借りよ。	加藤清正家蔵文書
3	豊臣秀吉朱印状	[天正二〇年]四月二八日	加藤主計頭(清正)	攻略後の城内の兵糧調査を命ず。	加藤文書
4	加藤清正書状	[天正二〇年]七月十八日	九鬼四郎兵衛、粟生一郎右衛門	兵糧は豊富にあるので安心。	九鬼文書
5	加藤清正書状	[天正二〇年]九月六日	九鬼四郎兵衛、原田五郎右衛門尉	朝鮮での年貢入念に納めさせよ。朝鮮榷は13杯が1斗。	九鬼文書
6	加藤清正條書案	[天正二〇年?]九月二日	(加藤)喜左衛門、(下川)又左衛門	国元への指示35箇条。兵糧、鉄砲・刀馬具等武器・舟。隈本城普請指図。上方へ米を送り万事調えよ。	西村清蔵文書
7	豊臣秀吉朱印状	[天正二〇年]十一月十日	加藤主計頭	兵糧輸送のための舟を差し越させる。	加藤文書
8	加藤清正書状	[天正二〇年]十一月二日	加藤与左衛門尉、九鬼四郎兵衛、原田五郎右衛門尉	清正の兵・3,000に足らず、うち半数は役に立たない状態。兵糧・雑穀用意。兵糧は戦時に備え大量に必要。	九鬼文書
9	加藤清正書状写	[文禄二年?]三月二三日	加藤喜左衛門、下川又左衛門、中川重臨方、中川唯昭方	米1万石を京都へのぼすこと、ただし用途を確認せよ。国元費用は大豆を用いよ。船道具差越すべし。	下川文書
10	加藤清正書状	[文禄二年]四月十四日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	兵糧4、5,000石ほど早急に差越せ、都辺の兵糧続かず、兵糧補給第一。国元耕作等、入念におこなう事。	原富太郎蔵文書
11	加藤清正書状	[文禄二年?]四月二八日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	兵糧多量に必要、出来次第差し越すべし。玉葉補給・鉄砲各種鑄型作成の申付。	本妙寺文書
12	加藤清正書状	[文禄二年?]六月朔日	下川又左衛門	船(200石以下)2、30作らせよ。持槍(身1尺)、500も1,000もわたすべし。国元の米・大豆のうち、兵糧とした分の残りは全て売却せよ。朝鮮への渡海、10月以降は困難、陸路もならず。	下川文書
13	加藤清正書状	[文禄二年]七月朔日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	公儀御用、隈本留守油断なくつとめること。	横田準之助蔵文書

14	加藤清正書状	文禄二年八月八日	加藤喜左衛門尉□、下川又左衛門□	日本より取寄候物之覚51箇条。兵糧(米・大豆)、紙、刀、鉄砲放。隈本製の鉄砲の調達。無足人・鉄砲放の配当帳の件。去年渡海以来の算用状を送れ。	下川文書
15	加藤清正書状	[文禄二年?]十月十六日	下川又左衛門尉	人足1,000石につき4人差越申付、他。	鈴木利三郎蔵文書
16	加藤清正書状	[文禄二年?]十二月四日	加藤喜左衛門尉、下川又左[衛]門、中川重臨斎	嶋津小七郎の渡海に際しては、鉄砲放以下500人でも300人でも召連れること。渡海した者の妻子の扶持について。	下川文書
17	加藤清正書状	[文禄三年]二月二日	中川重臨斎、加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	煙硝・玉薬・鉛不足、早急に大量に送るよう指示。去年申付の五一箇条のうち半分も揃わざるを責める。算用状の遅れを責める。	下川文書
18	加藤清正書状	[文禄三年]二月二日	中川重臨斎、加藤喜左衛門、下川又左衛門	大豆、米を急送せよ、其許(隈本)で20日以上過ごせば曲事。煙硝・硫黄は到着、鉛が来ない。鉄砲製造指示。国元耕作等につき指示。	早稲田大学図書館蔵
19	加藤清正書状	[文禄三年]三月四日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	虎熊(忠広)渡海に際しては人数は集まるだけ差し越すよう指示。なにより鉄砲が肝要、早く届けよ。	下川文書
20	加藤清正書状	[文禄三年]三月十二日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉、中川重臨斎	目薬・柿渋催促、隈本築城の指図。	速見真曹蔵文書
21	加藤清正書状	文禄三年四月二九日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉、中川重臨斎	去年算用状不参を咎め、船方の配当は算用状到着後とする。兵糧・玉薬・鉄砲放・油等を請求。先着の硫黄は役に立たず。	武井友貞蔵文書
22	加藤清正軍役定	文禄三年五月六日	竹田作蔵	100人に付のほり5本、鉄砲10挺、槍10本の軍役。	下川文書
23	加藤清正書状	[文禄三年?]六月六日	中川重臨斎、加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	刀注文、最近は粗悪品が多い。算用状遅延を厳しく叱る。鉄窮乏。	下川文書
24	加藤清正書状	[文禄四年?]十一月二日	中川重臨斎、下川又左衛門尉、加藤喜左衛門尉	銀10貫目京都へ(歳暮用)。米5,000石差し越すべし。鉛一切来ず。硫黄は役に立たず。	下川文書
25	加藤清正書状	慶長二年二月二七日	中川重臨、中川祐賢	米・大豆を急ぎ送れ。	下川文書
26	加藤清正制礼写	慶長三年十月十六日		高麗より近日無事帰朝のこと。年貢以外人夫・諸役、2、3箇年免除事。	下川文書
27	加藤清正書状	[欠年]六月二三日	加藤喜左衛門□、中川重臨斎、下川又左衛門尉	隣国の衆の舟、百姓の舟も残らず差し越すこと	下川文書
28	加藤清正書状	[欠年]十月十八日	下川又左衛門尉、加藤喜左衛門尉	此地から賃舟を下すので米5,000石をのほすべし。	下川文書

表2. 朝鮮在陣時を中心とした清正の鉄砲使用・補給に関する史料 (出典は『熊本県史料』中世篇第五、『新熊本市史』史料編第三巻、『統群書類従』による。)

	史料名	年月日	宛名	内容	出典
1	加藤清正書状	[天正十九年]八月十三日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	鉄砲、備品の製造に関する指示、鉄砲放200人召置の事のほか35箇条。	渋沢栄一蔵文書
2	加藤清正條書案	[天正二〇年?]九月二一日	(加藤)喜左衛門、(下川)又左衛門	鉄砲、火薬などの武器調達。堺へ注文の鉄砲は4匁の物。隈本での鉄砲製造に国鍛冶の他、平戸、有馬の鍛冶を雇うべし。	西村清蔵文書
3		天正二〇年		オランカイ侵入に際し、三段構えの鉄砲で撃ちたてる。	清正公行状
4		天正二〇年		オランカイ侵入に際し、家臣に鉄砲200挺、自らも200挺を装備。	清正公行状
5		天正二〇年		オランカイ侵入に際し、200挺の鉄砲を備える。	清正記 巻二
6	加藤清正書状	[文禄二年]四月十四日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	鉄砲500挺でも1,000挺でも早々に差越べし。	原富太郎蔵文書
7	加藤清正書状	[文禄二年?]四月二八日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	玉薬、鑄型差越べし。	本妙寺文書
8	加藤清正條書	文禄二年六月十一日		晋州城出陣に際し、鉄砲を役に立てること。	九鬼文書
9	加藤清正書状	文禄二年八月八日	加藤喜左衛門尉□、下川又左衛門□	鉄砲放は1,000石につき5人ずつ。隈本等の町家からの煙硝徴収について。隈本からの鉄砲が2、3挺しかこないがほかにはどれ程できているのか、でき次第送ること。	下川文書
10	加藤清正書状	[文禄三年]二月二日	中川重臨齋、加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	煙硝・玉薬が一昨年来届かないのはどうなっているのか。鉛も必要。	下川文書
11	加藤清正書状	[文禄二年?]十二月四日	加藤喜左衛門尉、下川又左[衛]門、中川重臨齋	嶋津小七郎の渡海に際し、鉄砲放以下、家来を連れてくること。	下川文書
12	加藤清正書状	[文禄三年]二月二一日	中川重臨齋、加藤喜左衛門、下川又左衛門	鉛不來。鉄砲製造について詳細指示。	早稲田大学図書館蔵
13	加藤清正書状	[文禄三年]三月四日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	虎熊(忠広)渡海の際に持ってくるもののうち、なにより鉄砲が肝要である。	下川文書
14	加藤清正書状	文禄三年四月二九日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉、中川重臨齋	確かな鉄砲放を多く召抱えること。鉛、玉薬などを送るよう指示。	武井友貞蔵文書
15	加藤清正書状	[文禄四年?]十一月二一日	中川重臨齋、下川又左衛門尉、加藤喜左衛門尉	差越の硫黄役に立たず、鉛が全く届かない、精を入れ玉薬を差越べし。	下川文書
16	浅野幸長高麗陣蔚山表覚書	[慶長二年十二月二三日]		清正自ら鉄砲を取って敵を防ぐ。	浅野文書
17	浅野幸長蔚山城以下万事覚書	[慶長二年十二月二四日]		清正、敵軍と鉄砲で撃ち合いとなる。	浅野文書
18	加藤清正書状	[慶長四年?]三月二六日	加藤喜左衛門ほか5名	佐藤彦一に申付、玉薬の調合を昼夜の別なく行わせること。鉛、煙硝の調達が肝要。	下川文書
19	清正家中へ被申出七ヶ條			奉公の道道断すべからず。弓を射、鉄砲を撃つこと。	清正記 巻三